

令和7年度 とちぎ吾一奨学生募集案内

受付期間 令和6年11月20日(水)～令和7年1月20日(月)

(入学の決定に係わらず、期間内にお申込みください。)

1 奨学金の種類・対象者

名 称	対 象 者	他奨学金との併用
とちぎ吾一奨学金 (給付型)	市内の高等学校および特別支援学校高等部に通う最終学年の方のうち、令和7年度に、学校教育法で定める高等専門学校(第4学年)、専修学校(修学年限2年以上の専門課程)、短大、大学に進学予定の方	貸与は可 給付は不可

※とちぎ吾一奨学金と同時にゆめ応援奨学金または住まいる奨学金を申し込むことはできません。

2 応募資格(以下のすべてを満たすことが条件です。)

- (1) 申請時において、奨学金を希望する学生本人が本市に6か月以上居住していること
- (2) 経済的理由によって修学が困難な方
- (3) 学業人物とも優秀な方
- (4) 在学する学校の校長から推薦を受けた方
- (5) 日本学生支援機構奨学金その他の学資の給付を受けない方

3 募集人員 9名(市内各学校で3名まで推薦可能)

4 奨学金給付額 月額 30,000円

5 給付期間 正規の最短修業年限

6 提出書類

- (1) 篤志奨学金給付申請書
 - (2) 篤志奨学生推薦調書(学校長の署名および押印があるもので、未開封のもの。)
 - (3) 成績証明書(3年1学期まで、学校長の署名および押印があるもので、未開封のもの。)
 - (4) 生計維持者の住民税決定証明書【税務課】《※1》
 - (5) 世帯全員の住民票の写し(「続柄」が記載されているもの)【市民生活課】《※1》
- 《※1》(4)(5)は、同意書(申請書裏面)に同意がある場合は、提出不要です。

7 選考基準

(1) 学力基準

成績証明書の評定平均が 3.0以上 であること。

(2) 所得基準

生計維持者《※2》の支給額算定基準額《※3》が 100,000円未満 であること。

《※2》父母がいる場合は父母、父母の一方しかいない場合はその方、父母がいない場合は、希望者の学費や生活費を主に負担している方が生計維持者となります。

《※3》日本学生支援機構法施行令第8条の2第4項に規定する支給額算定基準額で、下記の計算式により算出します。基準額は、収入のほか、扶養者数等により異なります。

支給額算定基準額 = 課税標準額×6% - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額)



8 申込み先

各学校の奨学金担当

9 採否決定の時期と通知方法

栃木市奨学生選考委員会において決定し、2月中旬に本人に通知します。

申込者が多い場合は、選考基準を満たしていても決定とならない場合がありますので、ご了承ください。

10 奨学金の停止等

奨学生が次に該当する場合には、奨学金の給付を停止または廃止し、給付した奨学金の一括返還を求める場合もあります。

- (1) 奨学生が死亡または退学したとき。
- (2) 病気等のため、卒業の見込みがなくなったとき。
- (3) 停学その他の処分を受けたとき。
- (4) 学業成績または素行が不良になったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 奨学生を辞退したとき。
- (7) 奨学生および保護者が市外に転出したとき。
- (8) 栃木市篤志奨学金給付条例に違反し、奨学生として適当でないとき。

奨学金に関する手続の流れ

希望の申し出

在学する学校から必要書類を入手してください。

高等学校への書類作成依頼・受取り

在学する学校に、推薦書・成績証明書等の書類の作成・発行を依頼し、受け取ってください。

申込み

必要書類を、各学校の奨学金担当の方に提出してください。

選考・決定

2月中旬に本人あて、書面で結果を通知します。

採用が決定した方は、進学先が決定後、指定する期日までに誓約書等の必要書類を提出してください。

奨学金の貸付期間中（奨学生の義務）

- ・奨学金は、毎年6月と9月に振り込みます。毎回の振込みの前に、在学証明書を提出してください。（※定められた期限までに提出がないときは、奨学金は交付できません。）
- ・毎年度8月に生計維持者の方の所得を確認するため、所得の申告をしておいてください。
- ・毎学年末に成績証明書を提出してください。
- ・本人または保護者の住所等に変更があった場合には、直ちに届出をしてください。

とちぎ吾一奨学金 よくある質問 (令和6年10月末時点)

No.	質 問	回 答
1	国の給付型奨学金との併用受給はできるか。	とちぎ吾一奨学金は他の学資給付との併用を不可としているため、併用はできません。 双方とも内定となった場合は、どちらかを選択してください。
2	国や県の貸与型奨学金との併用はできるか。	国・県の貸与型奨学金との併用は可能です。
3	奨学生に内定したが、進学できずに浪人してしまった場合は、どうなるのか。	内定取り消しとなります。
4	募集人員について「9名（市内各学校から3名まで推薦可能）」とあるが、全体で9名を超える応募があった場合、どうなるのか。	選考により、採用者は全体で9名以内とし、推薦のあった各学校から最低1名は採用することとします。
5	選考の結果は、学校から生徒または保護者に伝えられるのか。	選考の結果は、生徒、保護者および学校あて、教育総務課から通知でお知らせいたします。
6	所得要件について、生計維持者の所得とあるが、生計維持者とは。	以下のとおりとなります。 ① 父母の両方がいる場合は、父母両方 ② 父母の一方しかいない場合は、その方 ③ 父母がいない場合は、希望者の学費および生活費を主に負担している方
7	所得要件について、生計維持者の支給額算定基準額を確認したい。	日本学生支援機構のホームページ内 （ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/kekka/kyufu.html ） のExcelファイル「支給額算定基準額・貸与額算定基準額判定ツール」にて、簡易判定することができます。 （裏面「簡易判定例」も参照ください。）
8	当初はとちぎ吾一奨学金を受給していたが、在学中に、国の給付型奨学金の対象となった。どのような手続きが必要か。	併用はできませんので、とちぎ吾一奨学金は廃止となり、重複して受給した分については、返還が必要となります。 なお、国の給付型奨学金を受けるまでは、奨学金は有効ですが、卒業時に卒業証明書の提出が必要です。
9	奨学生として採用された時は所得基準を満たしていたが、在学途中に生計維持者の支給額算定基準額が100,000円以上になった場合は、給付を廃止するのか。	関係者への事実確認を経て、適切に判断します。 一時的な所得超過ではなく、継続的に所得増の状態が続く、経済的理由によって学資の援助を必要とする者に該当しないと判断する場合には、廃止となります。

詳細は、下記までお問い合わせください。

栃木市万町9番25号 栃木市教育委員会事務局
教育総務課 教育総務係（本庁舎4階4A-5番窓口）
電話 0282（21）2462

